

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	日本電気株式会社千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 NECキャピタルソリューション株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 (第三者賃貸方式 三者間契約)
工事等の名称	住民記録関連システム過渡期連携基盤等賃貸借(再リース)
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	
工事等の概要	住民記録関連システム過渡期連携基盤等の賃貸借
随意契約の理由	住民記録関連システムは、「自治体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、対象20業務の内、住民記録や印鑑登録等の4業務を、国の仕様に従った「標準準拠版住民記録関連システム」として令和7年1月6日から本稼動している。 当案件は、標準化前の旧住民記録関連システムのうち、他システムとの連携に係る機器等を再リースし、「標準準拠版住民記録関連システム」と、標準化未対応の他の基幹系業務システム間の異なるデータ形式での情報連携をする基盤として活用することで、住民の宛名情報などを基幹系システム間で安定的に連携させるものである。 基幹系システムの連携に係る障害や問題の発生は即座に業務継続及び市民サービスの停止となる可能性がある重大なものである。よって、システムにおける障害等を未然に防ぎ、新システムでの業務を支障なく遂行するため、本業務の事業者は、当該システムを熟知している事業者が最も適当である。

日本電気株式会社においては、住民記録関連システム過渡期連携基盤の導入事業者であり、データベースやパッケージの構造も熟知している

また、本機器等については令和 8 年 3 月 31 日付で賃貸借期間が満了するが、前述のとおり現契約においては厳粛に業者選定しているとともに以下のとおりの条件を満たしている。

1. 機器使用に関して、長期使用に伴う大きな障害は発生していない
2. 延長して賃貸借することにより、賃貸借料を減額することができ、コストメリットが生じる。
3. 再リースによって、構築期間の削減が図れるほか、導入後の安定稼働の担保を図ることができる。

従って、本業務については、その性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、日本電気株式会社を相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものである。